

令和 5 年 3 月 2 日

地区薬剤師会担当役員 様

東京都薬剤師会

副会長 高橋 正夫

令和 4 年度（令和 5 年度への繰越分）
薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和 4 年度補正予算により令和 5 年 3 月 1 日から「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」が改めて開始されます。

事業内容については、令和 4 年度と**変更**はなく、対象者が新型コロナウイルス感染症の**自宅療養及び宿泊療養の患者のみである**こと、また対象経費は、**配送料実費及び交通費の実費とされており、領収書等が発行されない経費（徒歩、自転車、車等）は補助対象外**です。

別添の「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点 令和 4 年 2 月 25 日 日本薬剤師会」をご覧ください、本事業にご参加くださいますよう貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、薬剤師が届けた場合は令和 4 年度同様、補助の対象外です。

記

- 1) 対象期間：令和 5 年 3 月 1 日配送分から予算の上限に達した日まで
(支援対象は最長 令和 6 年 2 月末日)
- 2) 対象者・補助額：①新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対し薬剤を配送した費用
(陽性患者（みなしを含む）以外の濃厚接触者、0410 対応等は対象外)
②薬局従事者（**薬剤師以外**）が陽性患者宅等に薬剤が届けた場合の交通費
- 3) 領収書の保管・提出：今後領収書のご提出をお願いいたします。提出方法等は後日お知らせいたします。
また、領収書がないものは補助の対象になりませんので、必ず保管して下さい。ただし、**電車、バス等の通常領収書が発行されない交通費についてはその記録をご提出いただきます。**

4) 実施実績の報告書：当該月分を翌月15日まで東京都薬剤師会に報告

5) 請求方法・請求先について：

当会ホームページ掲載の請求フォームから情報を入力後、データを送信して下さい。令和4年度に請求フォームから情報を入力された方も改めてアカウントを作成して下さい。

(請求用フォームは3月下旬頃に掲載予定)

※Eメールでのご質問等のご協力をお願いいたします。

yakuzai-koufu@toyaku.or.jp

問い合わせ先

東京都薬剤師会 薬局業務課

三浦・高橋・土谷

TEL:03-3294-0271

E-mail : yakuzai-koufu@toyaku.or.jp